

横浜市都市計画提案等事前調整委員会設置要領

制 定 平成 20 年 3 月 31 日 都地ま第 2072 号
最近改正 令和 3 年 8 月 1 日 都地ま第 404 号

(目的)

第 1 条 この要綱は横浜市都市計画提案に係る事前相談の手續きに関する要綱(以下「要綱」という。)第 4 条に規定する横浜市都市計画提案等事前調整委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、要綱第 3 条の規定に基づき提出された都市計画提案事前相談書に対する助言書の内容に関する審議を行うとともに、当該事前相談に係る開発事業に関する庁内の調整を行う。

(組織等)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び委員長代理をそれぞれ 1 名置くものとする。

2 委員長は、都市整備局地域まちづくり部長をもって充て、委員長代理は都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審議結果の報告)

第 6 条 委員長は、会議終了後、速やかに審議結果を都市整備局長に報告するものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

別表

横浜市都市計画提案等事前調整委員会

都市整備局地域まちづくり部長

環境創造局政策調整部政策課長

環境創造局政策調整部環境影響評価課長

環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課長

建築局企画部都市計画課長

建築局建築指導部建築企画課長

都市整備局企画部企画課長

都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課長

事前相談に係わる土地の存する地域を所管する都市整備局の課長

道路局計画調整部企画課長

その他提案内容に関連する局区の関係課長